

白石市議会基本条例運用基準

趣 旨

この白石市議会基本条例運用基準は、白石市議会基本条例（平成26年白石市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 正副議長の立候補

条例第2条第7号に規定する正副議長の立候補に関することについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正副議長選出の本会議において、暫時休憩をし、臨時議長から議場において全員協議会を開催し、公開の場で正副議長選立候補者が所信表明を行う。
- (2) 本会議再会后、議長の選挙において臨時議長から、当該選挙については、公職選挙法の規定を一部準用しているが、立候補制については準用していないため、選挙で立候補者以外の議員への投票があった場合、その投票は有効となる旨の説明を行う。

2 情報の公開

条例第5条に規定する情報の公開に関することについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) インターネットによる議会映像配信は、本会議及び予算・決算審査特別委員会並びに全員協議会の模様を配信する。
ただし、全員協議会については、会派代表者会議に諮って非公開とした場合を除く。
- (2) 政務活動費による活動状況は、毎年4月に収支報告書をホームページで公開する。

3 請願・陳情

条例第6条第2項に規定する請願及び陳情に関することについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 請願、陳情等の提出期限は、定例会前に開催される議会運営委員会の2日前までに議会事務局において受理されたものとする。

なお、期限後に提出された請願及び陳情等については、次回の定例会において処理する。

ここでいう陳情等とは、請願を除く住民の要望で、要望書、要請書、決議書、嘆願書等をいい、その取り扱いは、以下の区分に応じて行うものとする。

ア．陳情（陳情等のうち白石市議会会議規則（昭和42年規則第2号。

以下「規則」という。）第144条の規定によるもの）

イ．陳情等のうちアを除いたもの

ウ．陳情等のうち意見書の提出に関するもの

(2) 提出期限までに受理された請願及び陳情等については、その定例会期中に審査する。

ただし、陳情等のうちイ及びウについては、議会運営委員会に配布し、その取り扱いを協議して決めるものとする。

また、陳情等のうちイ及びウで郵送により提出されたものについては、議会運営委員会において配布のみにとどめるものとする。

なお、電子メールでの提出は、郵送と同様の扱いとする。

(3) 請願及び陳情の提出者が、趣旨説明を含め意見を述べたいと希望する場合には、請願及び陳情（ア）については、付託委員会において意見聴取を行うものとする。

また、ウについて、提出者が趣旨説明を含め意見を述べたいと希望する場合は、議会運営委員会において意見聴取を行うものとする。

なお、請願及び陳情（ア）の提出者が、本会議において意見を述べたいと希望する場合には、規則第83条に規定する参考人制度を活用し意見聴取を行うものとする。

4 市長提案政策等の詳細説明

条例第13条に規定する市長提案政策等の詳細説明に関することについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業を指す。
- (2) 重要な政策等に関し、市長が全員協議会で説明する場合については、条例に掲げる各号の事項について説明を求めるものとする。

5 自由討議

条例第16条に規定する議員間の自由討議に関することについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通告 本会議又は委員会において自由討議をしようとする者は、あらかじめ議長若しくは委員長に別に定める通告書を提出するものとする。
ただし、議長若しくは委員長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 開始 自由討議は、本会議又は委員会において、議案提案説明、質疑の終了後に、議員若しくは委員の発議を議長もしくは委員長が許可し、開始するものとする。
- (3) 発言者等
 - ア 発言者は、議長又は委員長が指名し、発言は自席において行う。
 - イ 市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）は、発言に加わらないものとする。
ただし、議長又は委員長が認めた場合は、この限りでない。
 - ウ 議長又は委員長は、自由討議の間、市長等に対し退席を求めるものとする。
ただし、議長又は委員長が認めた場合は、この限りでない。
 - エ 議員発議の議案については、提案者も自由討議に加わることができるものとする。
- (4) 討議時間 自由討議の時間は、制限を設けないものとする。
- (5) 終了 自由討議の終了については、議長又は委員長が決定するものとする。

6 議員研修

条例第22条第1項に規定する議会基本条例に関する議員研修は、4年ご

との一般選挙等による任期開始後、速やかに議長主催により行うものとする。

この場合の研修は、議会事務局職員が説明する。

7 見直し手続き

(1) 条例第31条第1項に規定する議会基本条例についての検証は、4年ごとの一般選挙による任期開始後、全員協議会の場により行うものとする。

(2) 全員協議会で出された意見等について、議会運営委員会はその対応を検討し、その結果について全員協議会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成26年12月17日から施行する。

附 則（平成27年 6月11日一部改正）

この基準は、平成27年 6月26日から施行する。

附 則（平成29年 9月22日一部改正）

この基準は、平成29年 9月22日から施行する。